

魚沼市体育協会規約

(名称)

第1条 この会は、魚沼市体育協会という。

(組織)

第2条 この会は、魚沼市に所在する体育団体をもって組織する。

2 この会の加盟団体になろうとする団体は、別に定める書類を提出し、理事会の議決を経なければならない。

3 加盟団体が、この会を脱退しようとするときは、別に定める書類を提出し、理事会の承認を経なければならない。

4 加盟団体が、資格を失ったとき、又は不相当と認めるときは、理事会の議決を経て脱退又は除名させることができる。

(目的)

第3条 この会は、魚沼市のスポーツの振興、発展、連携及び会員相互の連帯を図るとともに、スポーツを通じて青少年の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の育成
- (2) 各種研修会及び講演会の開催と支援
- (3) 加入団体等が行う各種大会等の支援
- (4) 体育功労者、優秀指導者及び優秀選手等の表彰
- (5) 関係団体の育成強化及び連絡調整
- (6) その他必要な事項

(事務局)

第5条 この会の事務局は、魚沼市教育委員会内に置く。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名 (うち1名はスポーツ少年団本部長を充てる。)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事(各加盟団体) 2名
同 (会長指名) 若干人
- (6) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 この会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長及び副会長は、理事会において選任する。
- (2) 理事長は、理事の互選により選出する。
- (3) 理事は、この会を組織する団体からの推薦及び会長の指名を受けた者を、理事会において選任する。
- (4) 監事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事長は、理事会を代表し、理事会の会務を総理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この規約に定める事項を審議する。
- 5 理事長、及び加盟団体から選出される理事の1名は、第17条に規定する専門部に所属し、専門部の会務を処理する。

6 監事は、この会の会計及び会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間、その職務を行うことができる。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第10条 この会に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、この会の会長経験者若しくは、有識者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第11条 この会には、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営について会長の諮問に応ずる。

4 参与は、会務に参加する。

(事務局員)

第12条 この会の会務を処理するため、事務局に事務局員を置く。

2 事務局員は、若干人とし、会長が任命する。

(会議)

第13条 この会の会議は理事会とする。

2 定期理事会は、年1回開催する。

3 理事会は、必要に応じ随時開催することができる。

4 理事会は、すべて会長が招集する。

(理事会の審議、議決事項)

第14条 理事会は、次の事項を審議、議決する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 会費の額及び負担の方法

(3) 事業計画及び収支予算の決定

(4) 事業報告及び収支決算の認定

(5) 役員を選任

(6) 加盟団体の資格審査

(7) 各種事業の審議、議決

(8) その他、会長及び理事会において必要と認めた事項

(会議の運営)

第15条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 理事会の議長は、理事長が当たる。

(会議の表決)

第16条 会議の議決事項は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部)

第17条 この会は、事業推進のため専門部を置くことができる。

2 専門部の構成、その他必要な事項は、別に定める。

(経費)

第18条 この会の経費は、組織する団体からの負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(決算及び監査)

第19条 この会の会計は、毎年4月30日までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第20条 この会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(役員任期)

2 平成 16 年 11 月 1 日付で就任する役員任期は、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 18 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 22 年 4 月 20 日から施行する。